

5. 根室市青少年対策実践要領

昭和62年10月1日制定

(目的)

問題行動のある児童・生徒の指導など、青少年の健全育成に対する手立ての必要性は一層高まっている。しかし、関係者それぞれに職務の限界があり、単発的な対応では実効があがらない現状があり、苦慮しているところである。

個々のケースに対して総合的かつ効果的な指導が行われるためには関係する機関・団体が緊密な連絡をとり一丸となって解決を図ることを目的に根室市青少年対策実践要領を設定する。

(組織)

青少年対策を総合的かつ有機的に実践するため次の組織をおく。

1. 根室市青少年対策関係者会議（関係者会議）

この会議は、問題行動のある児童・生徒及び有職・無職少年など特別な指導を必要とする者に対して、総合的かつ有機的な対策を必要に応じて協議検討する組織として、次の関係機関・団体の代表者をもって構成する。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 根室市立小中学校 | (2) 北海道立高等学校 |
| (3) 根室市民生委員協議会 | (4) 根室地区保護司会 |
| (5) 根室警察署 | (6) 根室市市民福祉部 |
| (7) 根室市教育委員会 | |

2. 根室市青少年対策実践班（実践班）

問題行動など具体的な事例に対処するため実践班を構成する。

実践班は、関係者会議が指名したものがあたることとし、必要に応じて対策会議を開催する。

(チーフ)

関係者会議のチーフは根室市教育委員会教育長とし、実践班のチーフは実践班員の互選による。

(庶務)

この実践会議による庶務は、根室市青少年相談室が所管する。

(運営に関する必要事項)

この実践要領の運営に必要なその他の事項については、協議により決定する。

根室市青少年対策実践班名簿

氏 名	役 職	備 考
藤 原 秋 彦	根室市生徒指導連絡協議会会長	光洋中学校長 実践班チーフ
大 石 貴 範	〃 事務局長	実践班事務局長 根室市青少年補導委員
小 林 大 介	根室市立柏陵中学校生徒指導部長	
小 川 敬 太	根室市立光洋中学校 〃	
須 貝 雄太郎	北海道根室高等学校 〃	根室市青少年補導委員
内 藤 由紀子	根室市立北斗小学校生活部	根室市青少年補導委員
水梨子 彩	根室市立花咲小学校生徒指導部	根室市青少年補導委員
高 橋 佳 伸	根室市立成央小学校生活支援教諭	根室市青少年補導委員
岩 橋 理 志	根室警察署生活安全課生活安全課長	
吉 川 禎	根室市青少年教育相談員	実践班庶務担当 根室市青少年補導委員